

祝日勤務手当復活と休日増 で働きやすい行路をめざそう！

JR発足後3回にわたる年間労働時間の短縮が実施され、以降実に23年間経過しても「年間労働時間の短縮」は据え置かれたままです。更にダイヤ改正のたびに行路は重くなることが繰り返されてきました。

時短の意義として、『余暇生活の充実』『家庭生活の充実』『社会参加の促進』などの目的達成のための余裕を感じる実態はどこにあるのでしょうか。

手当・休日については、2004年に、「祝日勤務手当」の廃止を伴う大幅な見直しが行われましたが、現場からの強い見直しを求める声を受けて、「年末年始手当」（賃金規程第105条の5）を追加しました。（12月30日～1月3日、2,200円・4,400円・6,600円）

国民の祝日でカレンダーは「赤」になっても、乗務員は平日ダイヤから休日ダイヤになるだけで、祝日に対する手当はありません。社会全体が「祝日は休み」となるなかで、JR東日本は祝日も関係なく勤務するというのであれば、社員をはじめ乗務員の感情として、「祝日勤務手当の復活」を望む声が大きくなるのは必然です。

長年据え置かれたままの「特別休日」は、労働時間の働き溜めに祝日を取込みながら、1987年・43日→1992年・48日→1993年・52日→1996年・62日へと、年間労働時間の短縮に向けて「特別休日の増加」となりました。1996年以降、現行では「祝日は16日」（2003年「海の日」・2016年「山の日」）になりましたが、増加した2日分について私達の休日になぜ反映されないのでしょうか？

JR各社の年間休日は、

東日本 114日、東海 120日、西日本・119日

私たちは乗務員としての責任感の維持や、やりがいの達成のためにも魅力ある手当・休日増へ向けた改善を求めます。

国労東日本本部乗務員勤務プロジェクト